

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月29日

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖  
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資信託 三菱UFJ / メロン グローバルイノベーション  
受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 継続募集額 上限1兆円  
受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年9月17日に届出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、提出するものです。

## 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

<訂正前>

三菱UFJノメロン グローバルイノベーション（「ファンド」といいます。）  
 ファンドの愛称を「ニュートン」とします。

<訂正後>

三菱UFJノメロン グローバルイノベーション<sup>\*</sup>（「ファンド」といいます。）  
 ファンドの愛称を「ニュートン」とします。

\*平成23年9月17日より、ファンドの名称は「三菱UFJ グローバルイノベーション」へ変更となる予定です。

## (12)【その他】

<更新後>

「約款変更のお知らせ」

下記の通り信託約款の変更を平成23年8月11日付で行い、平成23年9月17日より適用する予定です。なおお知らせします。

## 1. 変更内容

外貨建資産に関する取引についての運用の指図に関する権限を委託しているニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「再委託先」といいます。）との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることに伴い、信託約款中の運用の権限委託に関する条文およびその他関連条文について所要の変更を行います。また併せて、ファンドの名称を「三菱UFJ グローバルイノベーション」へ変更します。

受益権の取得申込みまたは一部解約の実行の請求を受け付けない日として規定する英国証券取引所の休業日を撤廃します。

## 2. 変更理由

イノベーションという軸に基づくトレンド分析・投資テーマの選定等、一連の運用プロセスを継続しながら外貨建資産運用を自社による運用とすることが可能と判断されたためです。

ファンドの再委託先との契約解除に伴い、信託約款付表にて規定する「別に定める日」について変更を行うものです。

## 3. 変更予定日および変更適用予定日

上記約款変更は、平成23年8月11日付で行い、平成23年9月17日より適用する予定です。

ファンドの受益者で上記約款変更にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成23年6月30日の受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託約款を平成23年8月11日付で変更し、平成23年9月17日より適用します。

予定している約款変更の内容は、以下のとおりです。

## 三菱UFJノメロン グローバルイノベーション

変更前（旧）	変更後（新）
〔ファンド名〕 三菱UFJノメロン グローバルイノベーション	〔ファンド名〕 三菱UFJ グローバルイノベーション

<p>(受益権の申込単位および価額) 第11条(略)</p> <p>— 前項の取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けを行いません。</p> <p>— 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(略)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>— (略)</p> <p>— 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>— (前略)なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第11条(略) &lt;削除&gt;</p> <p>— 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(略)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る価額は、1口につき1円に、第3項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>— (略)</p> <p>— 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>— (前略)なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>
<p>(運用の指図範囲) 第12条 委託者(第14条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第13条、第15条から第24条まで、第26条、第32条、第33条および第35条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(略)に投資することを指図します。 (略) ~ (略)</p>	<p>(運用の指図範囲) 第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(略)に投資することを指図します。 (略) ~ (略)</p>
<p>(運用の権限委託) 第14条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 1. 外貨建資産に関する取引 ニュートン・インベストメント・マネジ メント・リミテッド London, UK</p> <p>— 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た額とします。</p> <p>— 委託者は、第1項の委託を受けた者に対する報酬の金額とその計算根拠を提示した報告書を6月20日および12月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)から15営業日以内に提出し、委託を受けた者は委託者に対し請求書を提出するものとする。</p> <p>— 委託者は、第1項の委託を受けた者に対して、請求書を受領してから14営業日以内に報酬を支払います。</p> <p>— 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>	<p>(運用の権限委託) 第14条 (削除)</p>

<p>(信託業務の委託等) 第27条(略) (略) (略) 1.~2.(略) 3.委託者(第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4.(略)</p>	<p>(信託業務の委託等) 第27条(略) (略) (略) 1.~2.(略) 3.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4.(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が別に定める日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受けを行いません。 ~(略)</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 ~(略)</p>
<p>(付表) (1)約款第11条第2項、約款第46条第1項の「別に定める日」とは次の通りとします。 <u>英国証券取引所の休業日</u> (2)(略) (3)(略)</p>	<p>(付表) &lt;削除&gt; (1)(略) (2)(略)</p>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[ファンドの目的・特色]

<更新後>

(略)

ファンドの特色

(略)

2

**日本を含む世界株式に投資します。**

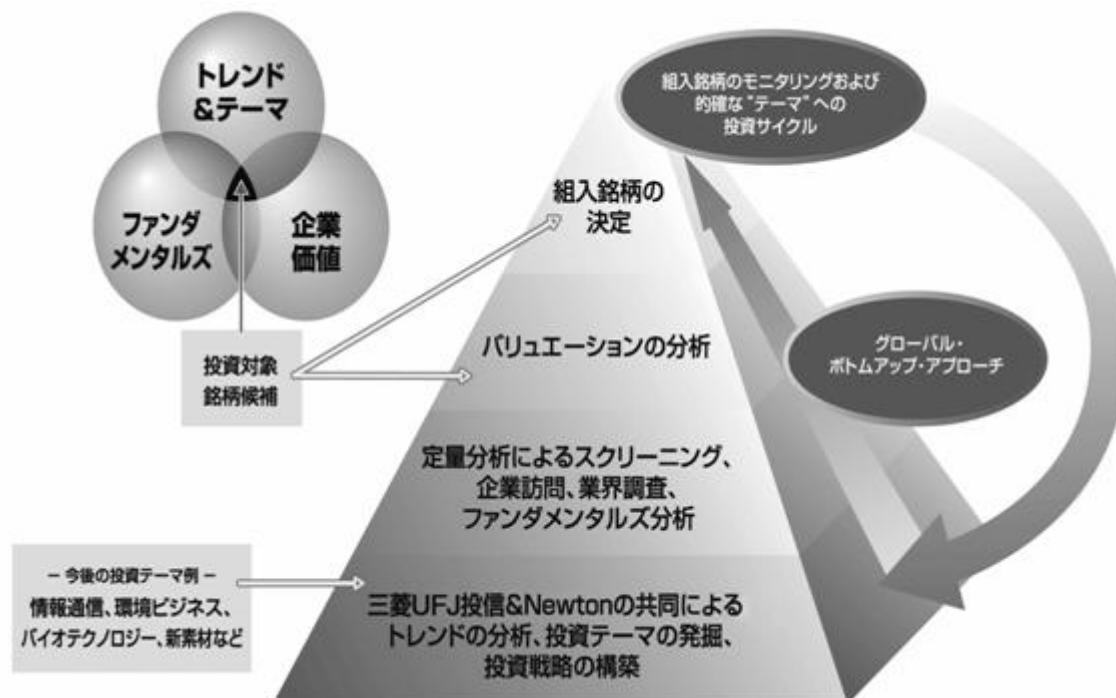
イノベーション（産業構造の変化・技術革新）に国境はありません。各投資テーマに沿ったグローバル・ボトムアップ・アプローチによりテーマ分散を意識しながら世界的な競争力のある企業を選定します。

<銘柄選定プロセス>

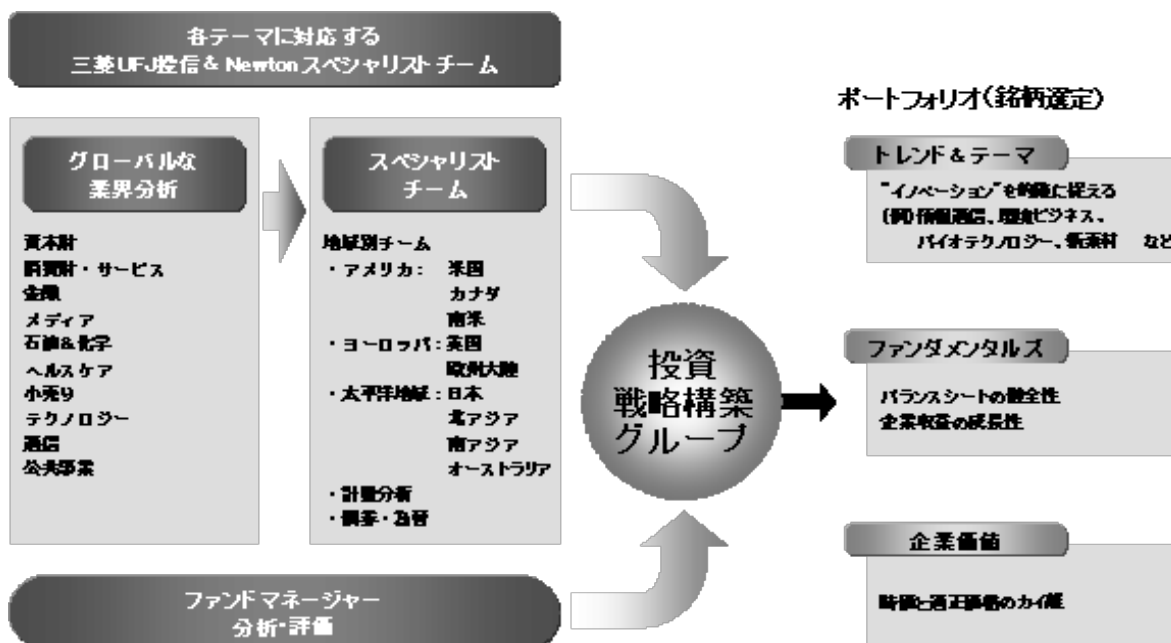
- 1.トレンドと投資テーマの分析
- 2.企業のファンダメンタルズの分析
- 3.バリュエーションの分析

なお、組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。株式の組入比率は原則として高位を保つこととしますが、相場環境、リスク管理のため、短期金融資産の比率を高める場合があります。

## &lt;運用プロセス図&gt;



ファンドはグローバルな運用チームで運用を行います。「ニュートン」は、三菱UFJ投信がこのファンドのために共同チームを組成した英国ロンドンの有力運用会社のニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの名でもあります。「ニュートン」は三菱UFJ投信の日本株の調査・運用力とニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの外国株の調査・運用力が結びついた新時代のファンドです。グローバルな視点での投資テーマの発掘と、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定が可能となりました。



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

**運用に際しては、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。**

#### **ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド**

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、1977年に設立され、英国ロンドンを本拠地とし、米国の資産運用グループであるバンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションに属する資産運用会社です。グローバルな投資テーマに基づいたボトムアップ（個別銘柄の選定）運用とバランスの取れた組織で、資産運用のスペシャリストとして手腕を発揮しています。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

#### < 主な投資制限 >

- ・ 株式への投資割合に制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ・ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

#### < 分配方針 >

- ・ 年1回の決算時（6月20日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。
- ・ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 信託約款の変更予定について

「三菱UFJ」/メロン グローバルイノベーション」につきまして、以下の通り信託約款の変更を予定しております。

### 1. 変更内容

運用委託先であるニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドと運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とします。また併せて、ファンドの名称を「三菱UFJ グローバルイノベーション」へ変更します。

申込不可日としている英国証券取引所の休業日を撤廃します。

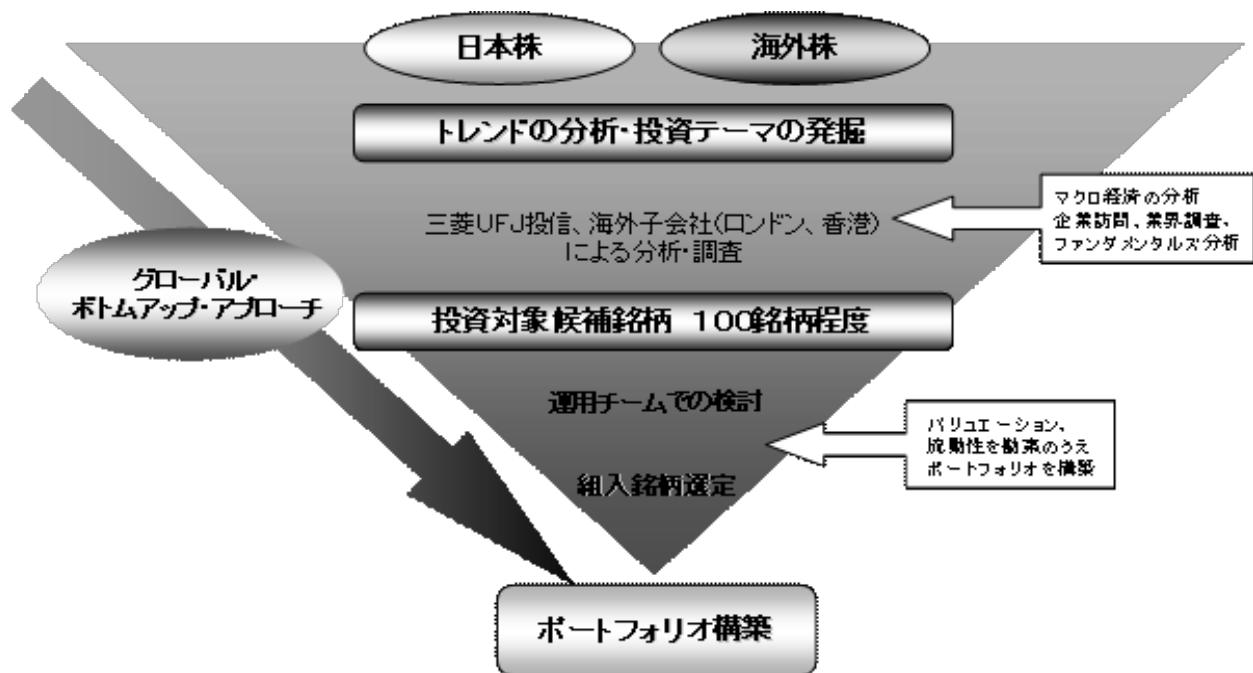
### 2. 変更予定日および変更適用予定日

ファンドの受益者で上記約款変更にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、2011年6月30日の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款を2011年8月11日付で変更し、2011年9月17日より適用します。

なお、この信託約款の変更に伴い、2011年9月17日より、以下の通りファンドの特色の一部変更を予定しております。

- 特色 **2** の運用プロセス図を以下の通り変更。

<運用プロセス図>



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

- 特色 **3** を削除。

## (2) 【ファンドの沿革】

&lt;更新後&gt;

平成12年6月30日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成16年10月1日	ファンドの名称を「東京三菱/メロン グローバル イノベーション」から「三菱/メロン グローバルイノベーション」に変更
平成17年10月1日	ファンドの名称を「三菱/メロン グローバルイノベーション」から「三菱UFJ/メロン グローバルイノベーション」に変更
平成23年9月17日	再委託先との契約を解除し、自社運用化（予定） ファンドの名称を「三菱UFJ/メロン グローバルイノベーション」から「三菱UFJ グローバルイノベーション」に変更（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ投信株式会社	再委託先 ニュートン・インベスト メント・マネジメント・ リミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。
投資 損益		
有価証券等		

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「外貨建資産に係る運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

&lt;訂正後&gt;

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	



<b>受託会社（受託者）</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	<b>委託会社（委託者）</b> 三菱UFJ投信株式会社	<b>再委託先</b> ニュートン・インベス トメント・マネジメン ト・リミテッド*
信託財産の保管・管理等を行 います。	<b>信託財産の運用の指図、受益          権の発行等を行います。</b>	委託会社から外貨建資産の 運用の指図に関する権限の 委託を受け、ファンドにお ける運用の指図を行いま す。
<b>投資 損益</b> <b>有価証券等</b>		

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社として の業務に関する事項、受益者に関する事項等が定め られています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関す る法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出ら れた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配 金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等 が定められています。
委託会社と再委託先との契約* 「外貨建資産に係る運用指図権限委託契 約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の 内容、再委託先が受ける報酬等が定められていま す。

\*平成23年9月17日より、再委託先との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることを予定しています。自社による運用への変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。  
 詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご参照ください。

## 委託会社の概況

## &lt; 訂正前 &gt;

- ・資本金  
2,000百万円（平成22年12月末現在）  
（略）
- ・大株主の状況（平成22年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

## &lt; 訂正後 &gt;

- ・資本金  
2,000百万円（平成23年4月末現在）  
（略）
- ・大株主の状況（平成23年4月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

(略)

外貨建資産の運用の指図に関する権限はニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。(注)

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

&lt;訂正後&gt;

(略)

外貨建資産の運用の指図に関する権限はニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド<sup>\*</sup>に委託します。(注)

(注)運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

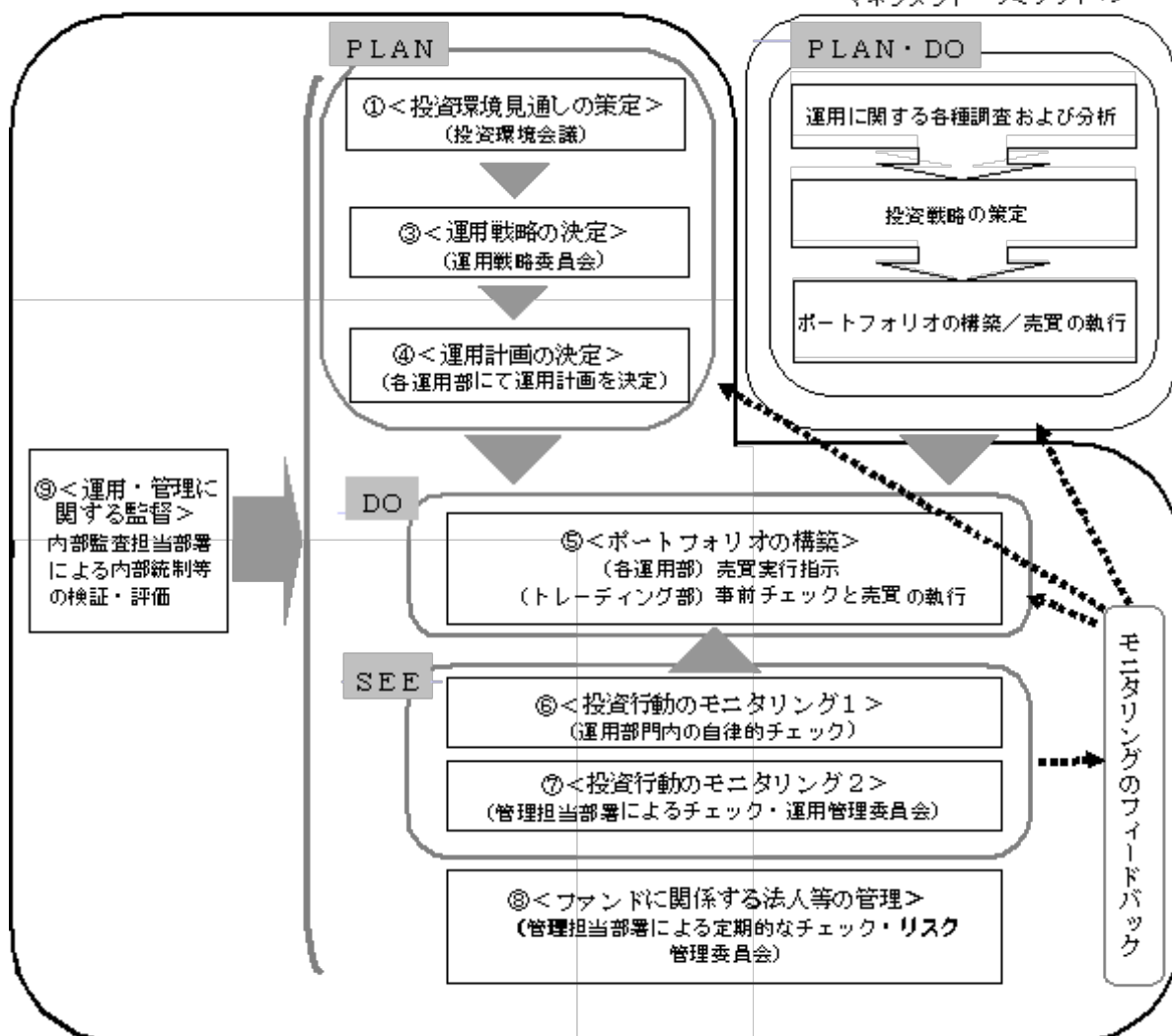
\*平成23年9月17日より、再委託先との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることを予定しています。自社による運用への変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。

## (3)【運用体制】

&lt;更新後&gt;

&lt;三菱UFJ投信&gt;

②外貨建資産の運用の指図に関する権限  
<ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド>



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、外貨建資産の運用の指図に関する権限を、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド<sup>\*</sup>（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

**運用戦略の決定**

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

**運用計画の決定**

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

**ポートフォリオの構築**

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

**投資行動のモニタリング1**

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

**投資行動のモニタリング2**

委託会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

**ファンドに関係する法人等の管理**

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

**運用・管理に関する監督**

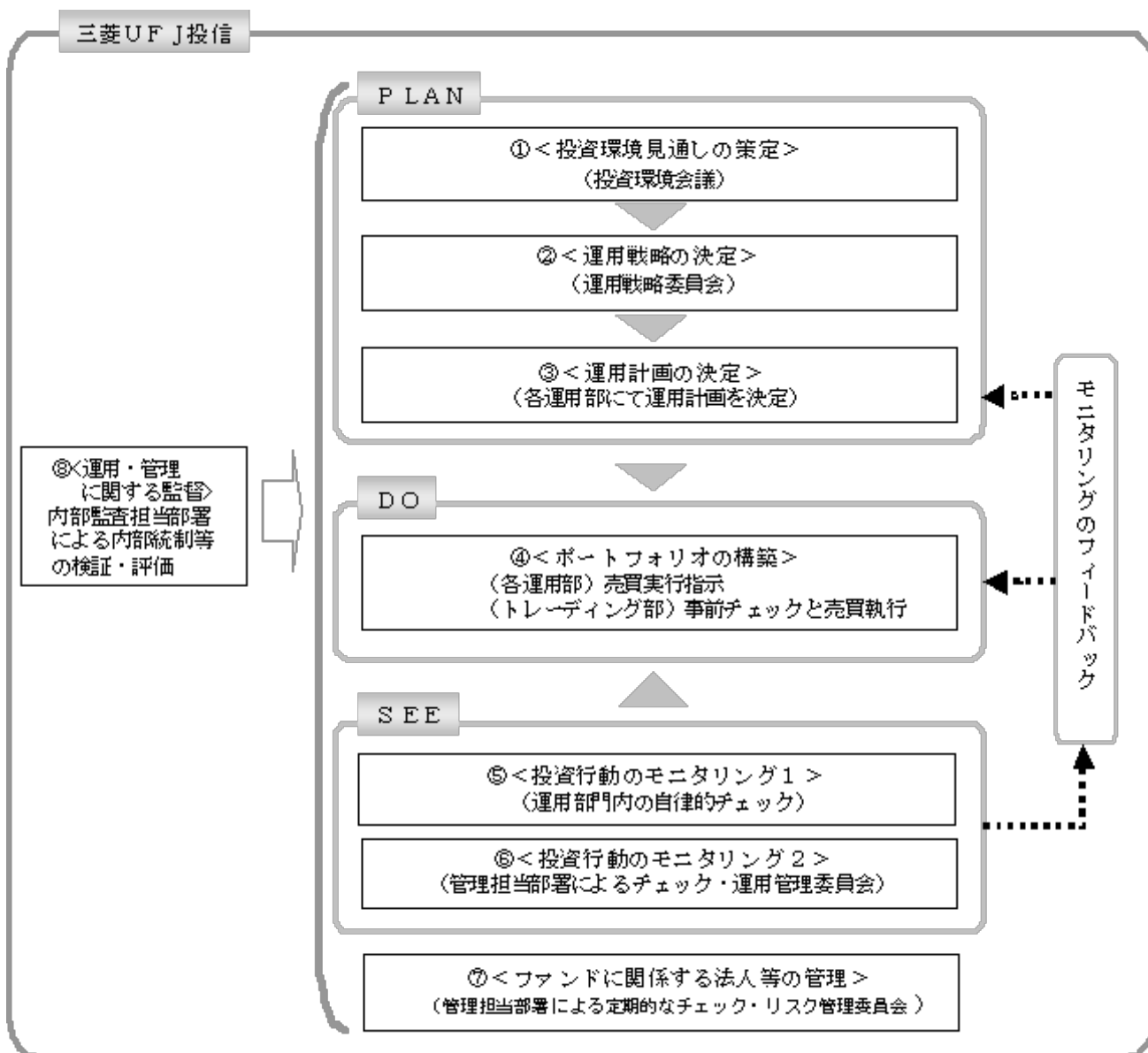
内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成23年6月30日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

\*平成23年9月17日より、再委託先との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることを予定しています。自社による運用への変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。

なお、平成23年9月17日より、(3)運用体制は以下のとおりとなる予定です。



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

**運用・管理に関する監督**

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

**3【投資リスク】****(2) 投資リスクに対する管理体制**

<訂正前>

（略）

〔ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの投資リスクに対する管理体制〕

（略）

〔委託会社における運用の指図に関する権限の再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っております。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しております。

<訂正後>

（略）

〔ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド<sup>\*</sup>の投資リスクに対する管理体制〕

（略）

〔委託会社における運用の指図に関する権限の再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っております。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しております。

\*平成23年9月17日より、再委託先との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることを予定しています。自社による運用への変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。

なお、平成23年9月17日より、(2)投資リスクに対する管理体制は以下のとおりとなる予定です。

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

**市場リスク**

(価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

**信用リスク**

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

**流動性リスク**

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性

についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

委託会社は、再委託先に対して、請求書を受領してから14営業日以内に報酬を支払います。

<訂正後>

(略)

委託会社は、再委託先に対して、請求書を受領してから14営業日以内に報酬を支払います。

平成23年9月17日より、再委託先が受ける報酬に関する記載を削除する予定です。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

&lt;訂正前&gt;

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 英国証券取引所の休業日
(略)	(略)

&lt;訂正後&gt;

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 英国証券取引所の休業日 平成23年9月17日より、英国証券取引所の休業日を撤廃する予定です。
(略)	(略)

## 2【換金（解約）手続等】

&lt;訂正前&gt;

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 英国証券取引所の休業日
(略)	(略)

&lt;訂正後&gt;

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 英国証券取引所の休業日 平成23年9月17日より、英国証券取引所の休業日を撤廃する予定です。
(略)	(略)

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

&lt;訂正前&gt;

(略)	(略)
関係法人との 契約の更改	(略) 委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から信託期間の満了日とします。相手方に対し1ヵ月前までに書面により通知することにより契約を解除することができます。
(略)	(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)	(略)
関係法人との 契約の更改	(略) 委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から信託期間の満了日とします。相手方に対し1ヵ月前までに書面により通知することにより契約を解除することができます。 平成23年9月17日より、再委託先との間で締結された契約を解除する予定です。
(略)	(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

< 訂正前 >

平成22年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

< 訂正後 >

平成23年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

< 訂正前 >

(略)

ファンドの運用体制等は平成22年12月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

< 訂正後 >

(略)

ファンドの運用体制等は平成23年4月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	343	6,139,303
追加型公社債投資信託	18	441,243
単位型株式投資信託	12	59,910
単位型公社債投資信託	9	165,613
合計	382	6,806,068

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (3)再委託先

##### <訂正前>

名称：ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(略)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

##### <訂正後>

名称：ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド<sup>\*</sup>

(略)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

\*平成23年9月17日より、再委託先との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることを予定しています。自社による運用への変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。

### 3【資本関係】

##### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成22年12月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%(37,230株)を所有しています。

(略)

##### <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成23年4月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)を所有しています。

(略)